

上田八一〇一FX 外貨保証金取引説明書

上田八一〇一株式会社

金融商品取引業 関東財務局長（金商）第249号

本取引説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である外貨保証金取引について説明します。

当社による外貨保証金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。外貨保証金取引を行うにあたっては、上田ハーローFX外貨保証金取引説明書（以下「本取引説明書」といいます）の内容をよくご理解ください。

外貨保証金取引は取引対象である通貨の価格変動により多額の損失を被るリスク（危険性）を伴います。取引を開始および継続して行う場合は「本取引説明書」「外貨保証金取引約款」の他、取引内容やリスクを十分理解し、これらがお客様の資力・経験・目的等に照らして適切であると判断する場合にのみご自身の責任で行って下さい。

目次

[1] 外貨保証金取引のリスク等重要事項	3
[2] 外貨保証金取引のリスク	5
[3] 外貨保証金取引の概要	7
[4] 口座の種類および開設	7
[5] 取引方法および内容	9
1. 取引の基本仕様	9
2. 取引可能日	10
3. 取引価格と市場状況	10
4. 注文の種類と取扱い	10
5. 注文の指示	12
6. 注文状況	12
7. 注文の有効期限	13
8. 注文の変更・取消	13
9. 注文の約定に係る報告書	13
10. 決済に伴う金銭の授受	13
11. 受渡日	13
12. ポジションの持ち越し	13
13. スワップポイント	13
14. 両建て取引	14
[6] 保証金および口座の管理	14
1. 保証金の預け入れ	14
2. 預り金の出金・振替	14
3. 保証金率	14

4. 口座内訳と保証金の種類	14
5. 評価損益.....	16
6. 追証およびロスカット制度	16
7. 立替金（不足金）	17
8. 報告書の交付と注文の照会	17
9. 取引内容の確認	17
10. ユーザーID・パスワードの管理.....	18
[7] 適用される税金	18
[8] お客様との連絡	18
[9] 本取引説明書の改訂	18
[10] 金融商品取引業者の概要と苦情処理	19
[11] 外貨保証金取引に関する禁止行為	20
[12] 主な用語の解説	22
[13] 電子交付に関する規則.....	23
[14] 上田ハーローFX の投資勧誘方針	24
[15] 反社会的勢力に対する基本方針	24

[1] 外貨保証金取引のリスク等重要事項

(A) 外貨保証金取引には以下のリスクがあります

- (1) 取引対象である通貨の価格変動またはスワップポイントの支払による損失が生じること。
- (2) 取引金額がその取引についてお客様が預託すべき保証金の額に比して大きいため、その損失の額が保証金の額を上回ること。
- (3) 市場が急変動した場合等、ロスカット実施前にお客様の損失が預入資産を上回る、決済取引が意図通り行えず預入資産以上の損失を被る、Bid価格（売値）とAsk価格（買値）のспレッドが大きく意図した取引ができなくなること。
- (4) 取引システム又は金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより意図通りの取引が行えないこと。

(B) 上田ハーローFXの取引およびお客様資産は以下の通り取扱います

- (1) 取引手数料は無料とします。
- (2) お客様の注文執行後に当該注文に係る契約の解除（クーリングオフ）は行えません。
- (3) お客様の預託を受けた保証金はみずほ信託銀行株式会社において当社の固有財産と区別して管理します。保証金が信託銀行口座へ入金されるまでの信託保全対象外期間も各金融機関において保証金であることがその名義により明らかな預金口座にて当社固有財産と区別されます。
- (4) 当社はお客様との取引から生じるリスクを管理する目的で（6）に示す金融機関を相手方にカバー取引を行います。なおこれら相手方は外貨保証金取引に関するお客様の取引相手方でないため、本件に係るお客様のご質問・照会等を行えません。
- (5) 当社および（6）に示すカバー取引相手方またはお客様の資金の預託先の業務・財産状況が悪化した場合、保証金その他のお客様の資金の返還が困難になり、お客様が損失を被る可能性があります。
- (6) カバー取引先金融機関一覧

Barclays Bank PLC [バークレイズ銀行]

（銀行業、監督当局は英国健全性規制機構および英国金融行為機構）

UBS AG [UBS 銀行]（銀行業、監督当局はスイス連邦銀行委員会）

Citibank, N.A. [シティバンク]（銀行業、監督当局は米国通貨監督庁）

Bank of America, N.A. [バンク オブ アメリカ]

（銀行業、監督当局は米国通貨監督庁）

COMMERZBANK AG [コメルツ銀行]

(銀行業、監督当局はドイツ連邦金融監督局)

J.P.Morgan Chase Bank, N.A. [J.P.モルガン・チェース銀行]

(銀行業、監督当局は米国通貨監督庁)

Goldman Sachs Bank USA [ゴールドマン・サックス・バンク・ユーエスエー]

(金融商品取引業、監督当局は連邦準備制度理事会、ニューヨーク州金融サービス局、米国消費者金融保護局)

Sumitomo Mitsui Banking Corporation [株式会社三井住友銀行]

(銀行業、監督当局は金融庁)

Morgan Stanley & Co. International Plc [モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナルPLC]

(証券業、監督当局は米国商品先物取引委員会および米国連邦準備制度理事会)

Nomura International plc [ノムラ・インターナショナルPLC]

(証券業、監督当局は英国健全性規制機構および英国金融行為機構)

BNP Paribas [ビー・エヌ・ピー パリバ]

(銀行業、監督当局はフランス金融市場庁)

MUFG Bank [株式会社三菱UFJ銀行]

(銀行業、監督当局は金融庁)

NatWest Markets PLC [ナットウェスト・マーケットPLC]

(銀行業、監督当局は英国健全性規制機構および英国金融行為機構)

Credit Suisse AG [クレディ・スイス 銀行]

(銀行業、監督当局はスイス連邦銀行委員会)

Mizuho Bank, Ltd. [株式会社みずほ銀行]

(銀行業、監督当局は金融庁)

Standard Chartered Bank[スタンダードチャータード銀行]

(銀行業、監督当局は英国健全性規制機構及び英国金融行為機構)

※2021年9月11日付改訂に係る本項 ((B)上田ハーローFXの取引およびお客様資産は以下の通り取扱います。(3)記載のお客様の預託を受けた保証金の管理方法) の改訂につきましては、同年9月17日からの適用開始となります。なお、当該適用開始日の前日までの間は、同年4月1日付改訂の上田ハーローFX外貨保証金取引取引説明書に定めるルールが適用されます。当該ルールについては、以下のURLをご確認ください。

(https://pr.uedaharlowfx.jp/company/pdf/tradeguide_20210401.pdf)

[2] 外貨保証金取引のリスク

外貨保証金取引は元本保証の取引ではなく、以下のようなリスクがあります。

(1) 為替変動リスク

外国為替市場では24時間（土日・一部の休日を除く）為替価格が変動しており、お客様の想定と異なる状態に変動する等で為替差損を被るリスクがあります。

(2) レバレッジ効果によるリスク

保証金取引ではレバレッジ（てこの作用）による大きなリスクが伴います。実際の取引金額（想定元本）に比して必要な保証金が少額なため、市場の小さな変動がお客様口座の資産価値を大きく変動するリスクがあり、預託した資金を全て失う、または預託した資金を超えて損失を被る可能性があります。

市場がお客様のポジションに対して一定以上不利な方向に変動した場合は資金の追加預託またはポジションの一部・全ての決済を頂くことがあり、大きく不利な方向に変動した場合はお客様の損失拡大を防ぐため全てのポジションを強制決済（ロスカット）することがあります。

(3) 金利変動リスク

外貨保証金取引は通貨交換と同時に金利交換も行われ、日々当該通貨間の金利差調整となるスワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントは市場金利に応じて変動するため、受払いの金額や方向が変動するリスクがあります。スワップポイントの受払いはお客様がポジションを決済するまで発生します。

(4) 流動性リスク

外国為替市場では、主要国の祝日やNYクローズ前後、休場後の取引開始時、経済指標の発表、要人の発言、天変地異、戦争、政変等の影響で取引が安定的に行えなくなる（流動性の低下）ことがあり、当社も為替価格の提示および注文の執行が困難または不可能となる場合があります。

(5) 逆指値注文およびロスカットのリスク

逆指値注文は価格よりも約定を優先する注文で、指定価格で約定処理を開始し、処理時の実勢価格で約定する注文です。このため指定価格よりお客様に不利な価格で約定する場合があります。市場変動が大きい場合は指定価格から大きく乖離した価格で約定して意図しない損失を被る可能性があります。

取引システムのロスカット機能はお客様の損失を想定範囲に管理する目的を持ちますが、市場変動が大きい場合や処理の遅延等で速やかに決済できない可能性があり、預入資産以上の損失を被るリスクがあります。

(6) 取引システム利用のリスク

当社取引システム・各通信回線・お客様の機器の不調等により、お客様が当社取引システムを利用できない可能性があります。上田ハーローFXでは状況の如何に関わらず当社取引システム経由でのみ注文を取扱い、これ以外の方法（電話・電子メール・FAX等）による注文は承

りません。

取引システムに入力された注文は迅速に自動処理されるため、お客様が入力を誤った場合等、意図しない注文となる可能性があります。約定した注文の取消は行えません。また取引の認証に用いるユーザーID・パスワードを第三者に知られると、悪用されてお客様に損害が発生する可能性があります。管理には十分ご注意ください。

(7) 当社の取引システム固有のリスク

当社がお客様に提示・配信する取引価格は市場の状況（カバー取引先金融機関の提示価格、複数の市場参加者の提示価格等）を参考に当社独自の基準で決定するため他社の提示価格と必ずしも一致せず、また乖離する場合があります。

相場急変等で複数のカバー取引先金融機関の価格提示が行われず、または市場実勢と相違していると当社が判断した場合にお客様への価格配信を一時停止することがあり、条件が整い次第配信を再開しますが、相場動向によって一時停止前後の価格が乖離することがあります。このため再開時にお客様ポジションのロスカット基準を下回る可能性があります。またロスカット執行は成行決済のため再開時価格での約定は保証されず、ロスカット基準より実施後の損失が大きくなる可能性があります。

その他、システム障害や複数のカバー取引先金融機関の価格提示が不安定な場合等、当社が取引困難と判断した場合に一時的に価格の配信を停止し、受注を行わないことがあります。

(8) 当社の為替リスク管理

お客様の注文が約定した場合は為替リスク担保のため、カバー取引およびマリー取引を行って当社ポジション（お客様の約定数量の合計）を管理します。お客様の約定注文に対当する他の約定（通貨ペアの対向売買）がある場合、基本的にこれをマリー取引として為替変動リスクの相殺を行います。マリー取引されない約定について、当社のディーラーまたはシステムが複数の取引先金融機関から適切な相手先を選定してカバー取引を行い、為替変動リスクを担保します。当社ポジションは常時監視体制とし、未カバー数量が一定に達する等の条件に従った適切なカバー取引によるリスク管理を行います。

(9) 信用リスク

当社の外貨保証金取引は店頭デリバティブ取引です。お客様と当社の相対（OTC）取引であり、当該取引に関して当社がお客様の取引の相手方となります。組織化された取引所取引と異なる規制に基づいて管理され、取引の執行は当事者同士の信頼に依存し、当社やカバー取引先またはお客様の資金の預託先の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(10) 関連法令、諸規則、税制変更のリスク

外貨保証金取引に係る関連法令及び諸規則・税制の改定などにより、取引条件が不利に変更されるリスクがあります。

上記は当社の外貨保証金取引に伴うリスクを簡潔に説明したもので、漏れなく示すものではありません。取引に際してはその内容およびリスクを予め十分ご理解頂くようお願い申し上げます。

[3] 外貨保証金取引の概要

外貨保証金取引は事前取引金額の一部または全てを保証金として預け入れた後に行う店頭金融先物取引で、通貨を売戻しまたは買戻した時の差金の授受によって決済する取引を指します。外貨保証金取引では主に下記2種類の損益が生じます。

(1) 売買損益：売買価格差に基づくもの

安く買った通貨を高く転売、もしくは高く売った通貨を安く買戻す売買による差益

高く買った通貨を安く転売、もしくは安く売った通貨を高く買戻す売買による差損

(2) スワップポイント損益：ポジションの当該通貨間の金利差に基づくもの

高金利通貨を買い、低金利通貨を売ることで金利差相当額を受け取ることによる利益

低金利通貨を買い、高金利通貨を売ることで金利差相当額を支払うことによる損失

[4] 口座の種類および開設

・取引口座の種類

上田ハーローFXでは下記の取引口座を提供します（個人3の募集は終了しています）。

個人向け口座

商品名	個人25	個人3
取引単位	1千または1万通貨単位（通貨ペアによる）	
必要保証金	取引額（想定元本）の4%	取引額の30%
日時ポジション維持保証金	取引額の4%	
常時ポジション維持保証金	取引額の1%	

法人向け口座

商品名	法人One
取引単位	1千または1万通貨単位（通貨ペアによる）
必要保証金	金融先物取引業協会が週次で指定する値
日次ポジション維持保証金	金融先物取引業協会が週次で指定する値
常時ポジション維持保証金	取引額の0.5%

・口座開設

外貨保証金取引の口座開設には以下が必要です。

- ・「外貨保証金取引約款」「本取引説明書」「上田ハーローFX外貨保証金取引口座に関する確認書」等の内容を十分にご理解の上、ご承諾頂くこと
- ・当社による顧客適格審査の基準を満たしていること
- ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）および「所得税法」による個人番号（法人のお客様は法人番号）を提供頂くこと
- ・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認書類を提出頂くこと

当社審査上の主な適格基準

- ・当社からの電子メール及び電話にて常時、連絡が取れること
- ・本取引に係る取引報告書等の電子交付に同意頂けること
- ・日本国内に居住する20才以上80才未満の行為能力を有する個人、または日本国内で本店が登記されている法人であり、かつ所在地が日本国内であること
- ・当社取引に係る約款及び本取引説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力を有すること。また日本語における電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと
- ・暴力団関係企業等のいわゆる反社会的勢力に該当しないこと

上記は主な項目で全てを示すものではなく、審査の結果不適格となった場合の理由は開示しません

口座開設の手順

(A) 個人のお客様

1. 交付書類

- ・反社会的勢力でないことの確認、・上田ハーローFX店頭デリバティブ取引に係るご注意
- ・外貨保証金取引説明書、・外貨保証金取引約款、・個人情報及び特定個人情報保護方針
- ・外貨保証金取引口座開設申込書、・外貨保証金取引口座開設に関する確認書、・個人番号申告書

2. 申込手続

オンライン申込：当社口座開設申込フォームより手続き後、個人番号/本人確認書類をアップロードまたは郵送。

郵送申込：下記書類を当社あて郵送。書類の詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。

- ・外貨保証金取引口座開設申込書、外貨保証金取引口座開設に関する確認書、個人番号/本人確認書類

3. 口座開設

社内審査完了後「取引口座開設のお知らせ」を簡易書留郵便（転送不要）にてお送りします。書面記載のユーザーID・パスワードにて取引システムをご利用頂けます。

(B) 法人のお客様

1. 交付書類

- ・反社会的勢力でないことの確認、・上田ハーローFX店頭デリバティブ取引に係るご注意
- ・外貨保証金取引説明書、・外貨保証金取引約款、・個人情報及び特定個人情報保護方針
- ・外貨保証金取引口座開設申込書兼顧客カード、・外貨保証金取引口座開設に関する確認書
- ・法人の実質的支配者に関する確認書

2. 申込手続

下記書類を当社あて郵送にて申込。書類の詳細は当社ウェブサイトにてご覧ください。

- ・外貨保証金取引口座開設申込書兼顧客カード、外貨保証金取引口座開設に関する確認書
- ・法人の実質的支配者に関する確認書、本人確認書類

3. 確認手続

申込書類受領後、当社より取引担当者本人確認書類のご住所あてに「取引担当者のご確認通知書」を簡易書留郵便（転送不要）にてお送りします。書面記載のキーワードを当社あてにメールにてお知らせ下さい。

4. 口座開設

取引担当者様の本人確認と社内審査完了後、当社より法人所在地あてに「取引口座開設のお知らせ」を簡易書留郵便（転送不要）にてお送りします。書面記載のユーザーID・パスワードにて取引システムをご利用頂けます。

[5] 取引方法および内容

・基本的なことば

- (1) 通貨ペア：売買取引する通貨の対を通貨ペアといい、2通貨並べて日本語または英文字で表します。
- (2) 取引価格：通貨ペアの左側の通貨1単位に対して右側の通貨で売買する金額を取引価格として表します。
- (3) 差金決済：決済注文が約定した場合に、その新規・決済の約定価格差を基準に精算する方法です。

1. 取引の基本仕様

通貨ペア	<p>対日本円：米ドル/円(USD/JPY), ユーロ/円(EUR/JPY), 豪ドル/円(AUD/JPY), 英ポンド/円(GBP/JPY), NZドル/円(NZD/JPY), カナダドル/円(CAD/JPY), シンガポールドル/円(SGD/JPY), 南アフリカランド/円(ZAR/JPY), メキシコペソ/円(MXN/JPY), ノルウェークローネ/円(NOK/JPY), 香港ドル/円(HKD/JPY), オフショア人民元/円(CNH/JPY), スイスフラン/円(CHF/JPY), トルコリラ/円(TRY/JPY)</p> <p>対日本円以外：ユーロ/米ドル(EUR/USD), 英ポンド/米ドル(GBP/USD), 米ドル/スイスフラン(USD/CHF), ユーロ/英ポンド(EUR/GBP), 豪ドル/米ドル(AUD/USD), NZドル/米ドル(NZD/USD), 豪ドル/NZドル(AUD/NZD), ユーロ/豪ドル(EUR/AUD)</p>
取引手数料	無料
取引単位	1,000通貨単位（下記以外） 10,000通貨単位：ZAR/JPY, MXN/JPY, NOK/JPY, HKD/JPY, CNH/JPY, TRY/JPY
最低取引数	1取引単位
一注文最大取引数 （新規・決済）	300万通貨単位（下記以外） 100万通貨単位：ZAR/JPY, CNH/JPY, TRY/JPY 200万通貨単位：MXN/JPY 1,000万通貨単位：NOK/JPY, HKD/JPY
通貨ごとの最小変動幅（呼び値）	各通貨ペアの最小桁の1。 （例）日本円：0.001、米ドル：0.00001。
注文の種類	成行系注文：成行、スピード、スピード（S）決済、指成 指値系注文：指値、逆指値、トレール、トリガトレール、相対
注文の期限	GTC、DAY（NYクローズまで）、WEEK（週末クローズまで）、日時指定（指定した日時まで）
ポジションの決済	決済対象・決済順指定可能
両建て	可能
スワップポイント	NYクローズ時に受払い
ロールオーバー	持値維持処理
保証金預託	日本円
取引開始時刻	月曜日07時00分（通年）

取引終了時刻	土曜日06時45分（米国標準時間期間）、土曜日05時45分（米国夏時間期間）
システム保守	毎週末：土曜日10:00 → 日曜日18:00
土・日の注文受付	指値系注文の発注・取消・変更が可能（システム保守中を除く）
出金依頼方法	取引システム上から可能
出金手数料	日本円：月5回まで当社負担、6回以降はお客様負担 外貨：お客様負担

2. 取引可能日

上記「2.注文約定時間」に示す期間は、日本の祝日でも取引可能です。ただし当社が予め指定する時間帯（年末年始・欧米のクリスマス休暇等）を除きます。取引期間中でも市場の流動性の低下など、取引の安定提供が困難と当社が判断した場合は停止する場合があります。

3. 取引価格と市場状況

当社では市場の状況を参考に当社独自の基準に基づいてお客様にBid価格（売値）とAsk価格（買値）を同時に提示し、お客様の売り注文はBid価格、買い注文はAsk価格で取引を行います。このBidとAskの価格差（スプレッド）は市場状況等により拡大する場合があります。

当社の提示する価格について市場状況の影響等で、お客様の注文がその範囲内であっても提示した価格で注文が成立するとは限らず、また不成立となることがあります。

注文の情報は当社サーバに到達後処理されるため、お客様からの通信時間・市場状況等の影響で注文価格と約定価格に差（スリッページ）が生じる場合があります、また注文を承れない場合があります

4. 注文の種類と取扱い

種類	説明
成行	<p>ポジション操作を対象として発注後速やかな約定を期待する注文。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スリッページを指定しない場合 <p>価格を指定しない注文で、お客様からの注文情報が当社サーバに到達後、約定処理時の実勢価格を約定値として適用するため、発注時点で画面上に提示されていた価格よりも有利または不利な約定価格となる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スリッページを指定する場合 <p>価格とスリッページを指定する注文。お客様からの注文情報が当社サーバに到達後、約定処理時の実勢価格とお客様の注文価格を比較します。実勢価格が注文価格よりもお客様に不利な場合、その差が指定スリッページ範囲内なら実勢価格（注文価格より不利な価格）で約定し、範囲外であれば失効します。</p> <p>実勢価格が注文価格より有利な場合、その差が指定スリッページ範囲内なら実勢価格（注文価格より有利な価格）で約定し、範囲外であれば注文価格に指定スリッページ値を加えた価格（注文価格より指定スリッページ値有利な価格）で約定します。</p>

指値	<p>指定価格以下で買う、指定価格以上で売るといった、実勢価格よりもお客様に有利な価格を指定する予約注文。条件に合う取引価格が配信された時点で、指定価格で約定します。</p> <p>ただし取引開始時は、指定価格よりも有利な価格が配信された場合に取引開始価格を約定値とします。詳細は本項「取引開始時の約定」を参照下さい。</p>
逆指値	<p>指定価格以上で買う、指定価格以下で売るといった、実勢価格よりもお客様に不利な価格を指定する予約注文。</p> <p>条件に合う取引価格が配信された時点で約定処理を開始し、処理時の実勢価格で約定します。このため市場変動によって指定価格と約定価格に差が生じ、お客様意図よりも不利な結果となることがあります。</p>
OCO (One side done then Cancel the Other order)	<p>2つの新規注文を同時に行い、一方が約定すると他方が自動取消される注文で、実勢価格が上下どちらに変動してもポジションを持ちたい場合に有効です。ただしポジションは先に約定する1注文のみとなります。注文は同一通貨ペアの指値・逆指値の組み合わせで、1注文ぶんの保証金で算定します。</p>
IFD (If Done) IFO (IFD+OCO)	<p>新規注文（第一注文）とその決済注文（第二注文）を同時に発注する注文で、第一注文が約定した場合に第二注文が有効となります。第二注文には決済指値（リミット）と決済逆指値（ストップ）を指定でき、いずれか1つを指定する場合をIFD、両方指定する場合をIFOと呼称します。</p> <p>新規注文と決済注文を同時に指定できるため、利益・損失範囲を管理しやすくなります。</p>
スピード	<p>ポジションの売買バランスを迅速に調整する注文で、指定数量の「決済優先新規」成行注文を行います。売買差の管理手法としては両建（ポジションを増やす）と逆に、ポジションを減らす操作を優先し、注文は成行注文に加えて対向ポジションの決済モードを指定します。</p> <p>発注すると、指定売買の対向ポジション（売注文は買ポジション、買注文は売ポジション）を指定決済モード・指定数量で部分決済します。</p> <p>対向ポジションの合計数量が指定数量より少ない場合は対向ポジションを全て決済後、指定売買側で不足数量の新規成行注文を行います。このため発注時に対向ポジションがない場合は新規成行注文と同等です。</p> <p>決済モードは下記4種から指定できます。</p> <p style="padding-left: 40px;">FIFO：約定日時の古いポジション優先 LIFO：約定日時の新しいポジション優先 PL+：取引単位あたり評価損益の良いポジション優先 PL-：取引単位あたり評価損益の悪いポジション優先</p> <p style="padding-left: 40px;">約定価格は売買注文それぞれの実勢価格が適用されます</p> <p>一度に発注できる数量の上限は成行注文に準じます</p>
スピード(S)決済	<p>決済専用のスピード注文機能で、合計ポジションを指定数量で部分決済します。決済後の新規注文を行わない点以外はスピード注文に準じます。</p>
指成	<p>指定した対象注文が期限までに成立しない場合、対象注文で指定された通貨ペアと金額の成行注文（スリッページを指定しない）を行ってポジションの成立または決済を行います。</p>

トレール	価格の自動更新機能を持つ逆指値注文で、トレール値（値幅）を指定します。発注すると実勢価格からトレール値差の価格での逆指値注文となり、実勢価格がお客様に有利に変動した場合、逆指値価格もトレール値差を保って有利に更新され、実勢価格が不利に変動した場合は逆指値価格は更新されません。これにより逆指値価格が発注後最も有利となった実勢価格からトレール値差内に保持されるため、約定時の損益改善を期待します。
トリガトレール	トレール開始価格（トリガ）を指定するトレール注文で、希望価格に達した後の値動き頂点を狙う場合に有用性が高く、通常のトレール注文よりも一般にトレール値を小さめに設定します。
相対	相対値（値幅）を指定する注文で、注文が有効となる際に対象値に相対値を加えた注文価格が自動設定されます。対象値は IFD/IFO の決済注文では新規注文の約定価格、それ以外では実勢価格となります。IFD/IFO新規注文がトリガトレール（約定価格が未定）の場合の決済注文に有用性の高い機能です。

取引開始時の約定

外国為替市場では週末等の休場日の取引は行いませんが、市場環境の変動等により休場明け（月曜日朝・クリスマス休暇明け等）の取引開始価格が、直近の取引終了時価格と乖離することがあります。この時既に承っている指値注文について、取引開始価格で約定条件となる場合はお客様の注文価格に代えて取引開始価格を約定価格とします。またこの取引開始価格の特性によりIFD注文等の新規および決済逆指値注文が共に約定して両注文の約定価格差による損失を被ることがありますので、休場中の注文管理にご留意下さい。

新規注文の受付・約定

新規注文は受付時および成立条件となった場合に口座の使用可能額が当該注文の必要保証金以上あることを確認します。これに不足する場合は当該新規注文の受付・約定は行われず失効します。

5. 注文の指示

注文を行うには受付時間内に取引システム上にて次の事項を正確にご入力下さい。

取引する通貨ペア、売付取引または買付取引の別、新規または決済の別、注文数量、価格、種類、有効期間、その他お客様の指示すべき事項

6. 注文状況

取引画面に表示される注文状態は以下の通りです。

状態表示	注文状態
注文中	注文中（価格到達待ち）で未約定の注文
約定済	約定した注文
待機中	IFD/IFOで、第一注文が注文中（未約定）の場合の第二注文
取消済	お客様が取消した注文、OCOで他方が成立して取消となった注文、価格到達時に必要保証金不足により取消となった注文、ロスカット執行に伴い強制取消となった注文
期限切	指定した有効期限までに約定しなかった注文
同時成立取消	IFD/IFOで、新規注文と決済注文が同時に成立条件となった場合に、損失抑止のため取消となった注文（トレードセーフ機能）

7. 注文の有効期限

期限種類	期限仕様（下記のいずれかまで有効）
なし/GTC	約定、取消
当日/Day	発注当日のNYクローズ到達、約定、取消
週末/Week	発注週末のNYクローズ到達、約定、取消
指定/Date Time	指定日時到達、約定、取消

8. 注文の変更・取消

注文は約定前であれば注文受付時間内に変更・取消できますが、約定後に取消することはできません。但し、取引の健全性に照らして当社が不相当と判断した注文は取消することがあります。

9. 注文の約定に係る報告書

注文の約定に際し、当社は約定した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

10. 決済に伴う金銭の授受

(A) 差金決済

差金決済はポジション決済時に以下の式で算出する差損益を授受して行います。日本円を含まない通貨ペアでは、決済時の実勢価格で円換算します。

(1) 日本円を含む通貨ペアの場合

$$\text{差損益} = (\text{売値} - \text{買値}) \times \text{数量}$$

(2) 日本円を含まない通貨ペアの場合

$$\text{準差損益} = (\text{売値} - \text{買値}) \times \text{数量}$$

・ 基準差損益 ≥ 0 の場合：差損益（1円未満切り捨て） = 基準差損益 \times 円Bid価格

・ 基準差損益 < 0 の場合：差損益（1円未満切り上げ） = 基準差損益 \times 円Ask価格

11. 受渡日

決済後の受渡日は原則として決済日の翌々営業日です。ただし当該翌々営業日が対象通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合は、日本、当該母国市場又は米国市場に共通するその翌営業日とします。

12. ポジションの持ち越し

ポジションは毎営業日の終わり（NYクローズ）に自動的にロールオーバーされて翌営業日に繰り越されます。

13. スワップポイント

毎営業日の終わり時にポジションに対して発生する通貨ペア内の金利差に伴う金銭の受払で、口座の預り金残高との間で円精算し、1円未満はお客様受取では切り捨て、お客様支払では切り上げします。

基本的に高金利通貨買・低金利通貨売では金利差分を受け取り、低金利通貨買・高金利通貨売では金利差分を支払いますが、同一通貨の売買では、お客様の受取額は支払額より小さくなり、市場状況によっては売・買共に支払いとなることがあります。

14. 両建て取引

同一通貨ペアの売買ポジションを同時に持つ状態で、必要保証金は通貨ペア毎に売買別の合計ポジションの保証金を算出後、大きい方で算定します。

同一通貨ペアの売買ポジションが同数の場合は市場変動による損益は固定されますが、スプレッド変動に伴う評価損益の変動、その後の決済による売買ポジション差分に対する市場変動の影響、スワップポイントの受払差による支払といったリスクがあります。

両建て取引はスプレッドコストが二重となる等から、お客様にとって不利益となる可能性があり推奨されません。その特性をご理解頂いた上、最終的にポジションをどのように決済するかを含め、お客様の判断で行って下さい。

[6] 保証金および口座の管理

1. 保証金の預け入れ

取引を始める前に必要となる保証金額を当社所定の銀行口座に入金頂きますが、お客様ご本人以外の名義からの入金を受付できません。入金は「クイック入金」と「口座振込」で行え、入金日は当社内で入金処理が完了した日付となります。

「クイック入金」：当社取引システム上から操作する入金機能で、お客様の銀行等口座から上田ハーローFX口座に迅速に資金移動できます。これは提携金融機関で利用可能で送金手数料は当社負担ですが、操作が正しく完了せずエラーとなった場合等は入金に時間を要する場合がありますので、余裕を持ってご利用下さい。

「口座振込」：送金名義に上田ハーローFXのユーザーIDを追記するか、入金通知機能でお知らせ頂けますと、お取引口座への入金がスムーズです。口座振込時の送金手数料はお客様負担となります。

2. 預り金の出金・振替

預り金は各通貨の預り金残高を上限に、以下に示す出金可能額の範囲で取引システム上から出金依頼でき、同一名義で複数の上田ハーローFX口座を保有されている場合はその口座間振替（資金移動）も可能です。

- ・ 出金可能額 = 「預り金残高 - 必要保証金（ポジション + 新規注文） + 時価評価損益（負の場合） + 既決済未記帳損益（負の場合） - 出金依頼額」

出金は日本の銀行営業日に扱い、日本円は13時までの依頼を当日中に、外貨は15時までの依頼を翌々営業日までに、ご登録の金融機関の口座あてに送金手続きします。

出金手数料は日本円は月5回まで当社負担、6回目以降およびお客様に起因する組戻しの手数料は、お客様負担とします。

3. 保証金率

口座別の新規注文およびポジションの保証金率は下記の通りです。

口座種別	必要保証金率	日次維持保証金率	常時維持保証金率
個人3	30%	4%	1%
個人25	4%	4%	1%
法人One	協会が週次指定	協会が週次指定	0.5%

4. 口座内訳と保証金の種類

口座の項目と内容を以下に示します。

保証金について日本円を含まない通貨ペアでは、算定時の実勢価格で円換算し、端数は切り上げま

す。

種類	内容
必要保証金	<p>新たな取引およびポジションに必要な保証金。 取引の額（想定元本）に取引口座種類別の必要保証金率を乗じた金額となり、以下の式で算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規注文中：注文価格×取引金額×必要保証金率 ・買ポジション：実勢価格Ask×取引金額×必要保証金率 ・売ポジション：実勢価格Bid×取引金額×必要保証金率
預り金残高	口座の預り金残高
有効保証金	<p>取引の保証金として有効な金額で、以下の式で算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効保証金 = 預り金残高 + 時価評価損益 + 既決済未記帳損益
時価評価損益	ポジションの時価評価損益額
既決済未記帳損益	<p>決済後の損益のうち受渡日前の金額の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受渡日：資金決済の日で基本的に決済の2営業日後

出金可能額	出金依頼または振替を行うことができる金額
出金依頼額	出金依頼中の金額。出金が実行されるまで預り金残高からは差し引かれません。
使用可能額	<p>新規取引に使用できる保証金の余裕金額で、以下の式で算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用可能額 = 有効保証金 - 必要保証金 - 出金依頼額
日次維持保証金	<p>追証（日次ロスカット）判定基準となる保証金額を現時点で評価した金額で、以下の式で算出する金額の合計です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買ポジション：実勢価格Ask×取引金額×日次維持保証金率 ・売ポジション：実勢価格Bid×取引金額×日次維持保証金率 <p>追証判定は日次（毎営業日の終わり）で行います。</p>
日次維持余裕保証金	<p>追証基準に対する現時点の余裕保証金額。以下の式で算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日次維持余裕保証金 = 有効保証金 - 日次ポジション維持保証金。 <p>判定時にこの値が 0 を下回ると追証対象となり、不足額が追証額となります。</p>
日次維持率	<p>追証基準に対する現時点の保証金の余裕率を表し、以下の式で算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日次維持率 = 有効保証金 ÷ 日次ポジション維持保証金 × 100 <p>率が 10000 を超える時は ">10000.0%" を表示します。</p>
追証額	追証対象となった場合の不足金額（日次維持不足金）を表示します。
常時維持保証金	<p>即時ロスカット（強制決済）判定基準となる保証金額で、以下の式で算出する金額の合計です。有効保証金がこの金額を下回ると即時ロスカットされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買ポジション：実勢価格Ask×取引金額×常時維持保証金率 ・売ポジション：実勢価格Bid×取引金額×常時維持保証金率
常時維持余裕保証金	<p>即時ロスカット基準に対する保証金の余裕金額を表し、以下の式で算出されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時維持余裕保証金 = 有効保証金 - 常時ポジション維持保証金 <p>この値が 0 を下回ると全ポジションが即時ロスカットされます。</p>

常時維持率	<p>即時ロスカット基準に対する保証金の余裕率を表し、以下の式で算出されます。</p> <p>・常時維持率=有効保証金÷常時ポジション維持保証金×100 率が 10000 を超える場合は ">10000.0%" を表示します。</p>
-------	--

5. 評価損益

ポジションは実勢価格にて円価に換算し評価します。

6. 追証およびロスカット制度

(A) 追証（日次ロスカット）制度

法定により、毎営業日の終わり（NYクローズ）時点で口座の有効保証金が日次維持保証金を下回った場合に追証対象となります。規定期限までに入金するかポジションを決済して追証額を満たすと解除となりますが、お客様によって解除されない場合は当社が所定の手続きにて口座の全ポジションを強制決済（日次ロスカット）します。なお追証額確定後の時価評価変動は解除条件の対象外です。

(1) 追証判定の実施

毎営業日の終わりに実勢価格で口座の有効保証金が日次維持保証金を満たすか確認し、不足する場合にその口座は追証対象となり、不足額が追証額となります。

(2) 追証中の制限

追証対象中はポジションの追加は行えず、新規注文が成立条件となった場合は取消されますが、これ以外の決済等の取引・操作は可能です。追証対象中はその旨取引システム上に表示します。

(3) 追証対象の解除

追証対象は、入金による預託金の追加およびポジション決済による日次維持保証金の低減を通算し、追証額を満たすと解除されます。この通算（追証残額の計算）は追証判定時のレート・保証金率で行い、入金の期限は当社口座への着金基準で判定日（日本の銀行営業日でない場合は翌銀行営業日）の15時00分です。この期限を過ぎると追加入金による解除は行えず、決済のみで解除可能となります。

(4) 当社による全ポジション決済（日次ロスカット）の実施

追証対象が解除されず入金の期限を過ぎて16時00分となった時点で、当社は追証対象口座の全ポジションを成行注文にて強制決済します。これにより追証対象は解除されます。

(B) 即時ロスカット制度

時価評価損益の損失拡大等により口座の有効保証金が常時維持保証金を下回った場合、それ以上の損失拡大を防ぐため当社は所定の手続きにて対象口座の全ポジションを強制決済（即時ロスカット）します。

即時ロスカットに係る常時維持保証金の監視間隔は原則1分以内です。ただしカバー取引先金融機関からのレート停止・システム障害等によりこれ以内に行えない場合もあります。

即時ロスカットは成行注文で行われ、市場変動により約定価格が所定の実行価格から乖離する可能性がある他、全ポジションの同時決済は保証されません。

特に市場変動が大きい場合等、有効保証金が常時維持保証金を大きく下回って即時ロスカットが実施される可能性があり、お客様が預け入れ資産以上の損失を被る場合がありますが、当社にこれに係る差額補てんや約定修正等は承れません。口座の管理はご自身の責任において十分ご注意ください。

7. 立替金（不足金）

ポジション決済による損失額が預け入れ資産額を上回った場合は立替金（お客様口座の不足金）が発生し、当社はこの金額をお客様に請求します。お客様より規定の履行期日までに立替金が入金されない場合、当社は履行期日の翌日より入金の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。

8. 報告書の交付と注文の照会

お客様の取引の内容は取引システムの画面および電子交付される取引報告書等にて確認できます。これらの内容に疑義を生じた場合、お客様はその取引のあった日から15日以内に当社に対して異議の申立を行うものとし、この間に申立のない場合は内容を承認されたものとしします。

9. 取引内容の確認

取引の内容等についてお客様と当社との間で疑義を生じた場合、お客様が当社の取引システムに入力された情報の記録内容を以て処理するものとしします。

10. ユーザーID・パスワードの管理

取引システムにログインする際のユーザーID・パスワードはお客様を認証する重要な情報です。他人に知られないよう管理に注意し、パスワードは定期的にご変更下さい。これらが漏えいすると第三者に悪用されてお客様に損害が発生する可能性があります。漏えいの可能性がある場合はすぐパスワードを変更し、当社にご連絡下さい。また当社は上田ハーローFX口座と名義の異なる金融機関口座間の資金移動を制限しています。これによりお客様資産が第三者名義の口座に移動されるリスクを低減します。

[7] 適用される税金

当社は法令に基づき全てのお客様の店頭外貨保証金取引の差金決済等について、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社所轄税務署長に提出します。

個人の店頭外貨保証金取引で発生した益金（売買における差益及びスワップポイント収益）は「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。損益は差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、通算して損失となる場合は一定の要件下で翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人の店頭外貨保証金取引で発生した益金は法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されません。税務の詳細は、国税庁のホームページまたはお客様の担当税務署・税理士等にてご確認ください。

[8] お客様との連絡

当社が必要と判断した場合、お客様が当社にご登録のメールアドレスまたは電話番号にご連絡します。業務品質管理のため、お客様との通話は録音されます。予めご了解下さい。

[9] 本取引説明書の改訂

本取引説明書は法令やサービス内容の改定等に合わせて改訂されます。改訂内容がお客様の従来の権利を制限または新たな義務を課する場合、その事項をホームページ上に掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。これについてお客様より当社に異議の申し出がない場合、その変更にご同意頂いたものとします。

[10] 金融商品取引業者の概要と苦情処理

(1) 金融商品取引業者の概要

当社の概要は次の通りです。

社名	上田ハーロー株式会社
所在地	東京都千代田区神田須田町1-1神田須田町スクエアビル5F
TEL	03-5207-8639
FAX	03-5207-8651
設立年月日	昭和59年10月1日
資本金	4億9千5百万円
代表者	代表取締役社長 大嶋 一彰
金融商品取引業 登録番号	関東財務局長（金商）第249号
加入協会	一般社団法人金融先物取引業協会 会員番号第1505号
カスタマーサポート	受付時間 ホームページに記載 メールフォーム https://entry.uedaharlowfx-trade.jp/contact/ TEL 0120 860-396 / 03-5207-8639

(2) 苦情受付窓口

当社ではお客様からの苦情を次の窓口で受け付けます。

受付時間	月曜日-金曜日（祝日は除く） 09:00-17:00
担当部署	上田ハーロー株式会社 外貨保証金事業部
受付方法	メールフォーム https://entry.uedaharlowfx-trade.jp/contact/ TEL 0120-860-396 / 03-5207-8639 FAX 03-5207-8651 〒101-0041東京都千代田区神田須田町1-1神田須田町スクエアビル5F

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は次の通りです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）	
電話番号	0120-64-5005
URL	https://www.finmac.or.jp/
東京事務所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
大阪事務所	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

[11] 外貨保証金取引に関する禁止行為

金融商品取引業者は金融商品取引法により、顧客を相手方とした外貨保証金取引に関して次のような行為が禁止されています。

- (1) 外貨保証金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために外貨保証金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じ）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- (2) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外貨保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- (3) 外貨保証金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、外貨保証金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます）
- (4) 外貨保証金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘をする行為
- (5) 外貨保証金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外貨保証金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じ）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該外貨保証金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- (6) 外貨保証金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- (7) 外貨保証金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (8) 外貨保証金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (9) 外貨保証金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- (10) 本取引説明書の交付に際し、本取引説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び外貨保証金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- (11) 外貨保証金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- (12) 外貨保証金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます）
- (13) 外貨保証金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- (14) 外貨保証金取引契約に基づく外貨保証金取引行為をすることその他の当該外貨保証金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- (15) 外貨保証金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は保証金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

- (16) 外貨保証金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外貨保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- (17) あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外貨保証金取引をする行為
- (18) 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外貨保証金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外貨保証金取引をする行為
- (19) 外貨保証金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組み合わせ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます）
- (20) 外貨保証金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外貨保証金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- (21) 外貨保証金取引行為につき、顧客が預託する保証金額（計算上の損益を含みます）が金融庁長官が定める額（想定元本の4%。以下同じ）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続させること
- (22) 外貨保証金取引行為につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した保証金額（計算上の損益を含みます）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、速やかに当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続させること
- (23) 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- (24) 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む）
- (25) 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

[12] 主な用語の解説

- ・ **アスク (Ask)** : 金融商品取引業者が価格を示して顧客に売ること。顧客はその価格で買い付けることになります。
- ・ **受渡決済** : 売り付けた通貨を引き渡してまたは買い付けた通貨を受け取ることにより決済する方法
- ・ **売ポジション** : 売付取引のうち決済が完了していないものをいいます。売建玉、ショート (Short) ともいいます。
- ・ **売戻し** : 買ポジションを決済 (手仕舞い) するために行う売付取引のことをいいます。
- ・ **オファー (Offer)** : アスク (Ask) と同義です。
- ・ **外貨保証金取引 (外貨証拠金取引)** : 通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも小額の保証金を預託して大きな取引を行う保証金取引を合成した取引で、店頭金融先物取引の一つ
- ・ **買ポジション** : 買付取引のうち、決済が完了していないものをいいます。買建玉、ロング (Long) ともいいます。
- ・ **買戻し** : 売ポジションを決済 (手仕舞い) するために行う買付取引のことをいいます。
- ・ **カバー取引** : 金融商品取引業者が顧客等を相手方として行う外貨保証金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該外貨保証金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ取引所金融先物取引等又は銀行、証券会社、他の金融商品取引業者を相手方として行う外国為替取引をいいます。
- ・ **金融商品取引業者** : 外貨保証金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・ **裁判外紛争解決制度** : 訴訟の手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- ・ **差金決済** : 先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- ・ **指値注文** : 価格の限度を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ価格を定めないで行う注文を成行注文といいます。
- ・ **証拠金** : 保証金と同義です。
- ・ **スリッページ** : 顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。
- ・ **スワップポイント** : 外貨保証金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る受渡日から翌営業日に係る受渡日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行うことに相当します。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組み合わせ通貨間の金利差を調整するため、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。
- ・ **追加保証金 (追証)** : 市場変動等により保証金残高がポジションを維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない保証金をいいます。
- ・ **店頭金融先物取引** : 東京金融先物取引所が開設する金融先物市場及び海外金融先物市場によらずに行われる先物・オプション取引をいいます。外貨保証金取引は店頭金融先物取引の一つです。
- ・ **店頭デリバティブ取引** : 金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
- ・ **デリバティブ取引** : その価格が取引対象の価値 (数値) に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- ・ **転売** : 売戻しと同義です。
- ・ **特定投資家** : 店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができません。

- ・ **NY (ニューヨーク) クローズ**：外貨保証金取引の営業日の終わり時刻で、米国東部時間17時00分=日本時間07時00分（米国夏時間期間：日本時間06時00分）を指します。
- ・ **値洗い**：ポジションについて、市場変動に伴い、評価替えをする手続きを値洗いといいます。
- ・ **媒介取引**：金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。
- ・ **ビッド (Bid)**：金融商品取引業者が価格を示して顧客から買い付けること。顧客はその価格で売り付けることとなります。
- ・ **ヘッジ取引**：現在、保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。
- ・ **保証金**：先物・オプション取引の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。保証金には取引成立の際に差し入れる必要保証金と、ポジションについて割り込むことができない維持保証金があります。顧客が差し入れている保証金が維持保証金額を下回った場合には、ロスカットが実行される可能性があり、顧客がこれを回避したい場合は、事前に保証金を追加しなければなりません。
- ・ **ロスカット**：顧客の損失が一定の水準に達した場合、金融商品取引業者がリスク管理のため、顧客のポジションを強制決済することをいいます。
- ・ **ロールオーバー**：外貨保証金取引において、同一営業日中に反対売買によって決済されなかったポジションを翌営業日に繰り越すことをいい、売り付けた通貨の借り入れ、買い付けた通貨の預け入れに相当します。

[13] 電子交付に関する規則

金融商品取引法では、お客様が金融商品取引業者に保証金を預託された時、またはお客様が売買を行う時にその都度、お客様に対して書面を交付することが義務付けられています。但しお客様が予め同意された場合は書面でなくホームページ上での閲覧など電磁的方法による交付が認められています。本規則はお客様が上田ハーロー株式会社との間で外貨保証金取引を行うにあたり、金融商品取引業等に関する内閣府令に定める電磁的方法による交付（以下「電子交付」といいます）を行う際の規則を取り決めたものです。上田ハーローFXの報告書等は電子交付されますので「報告書等の電子交付同意書」をご提出頂く必要があります。

(1) 電子交付の方法

当社が行う電子交付は以下の方法により行うものとします。

当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等（取引システム画面）にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法（上記府令第56条第1項第一号八に規定される方法）

(2) 電子交付の対象書面

当社がお客様に電子交付する書面は以下とします。

- 店頭外貨保証金取引（自己）に係る取引報告書
 - 月末口座状況表
 - 店頭外貨保証金取引残高報告書
 - 金融先物取引に係るポジション・保証金等現在高報告書
 - 年間損益証明書

(3) 保証金受領書電子交付を受けるための環境

当社が電子交付する報告書類は原則としてpdfファイル様式で提供し、お客様の端末等でこれに対応したアプリケーションを用いて閲覧するものとします。

[14] 上田ハローFX の投資勧誘方針

当社は外貨保証金取引（店頭外国為替証拠金取引,FX）の募集・勧誘にあたり、以下の通り勧誘方針を定めます。

(1) 当社における投資勧誘の定義

当社における投資勧誘とは、ウェブサイト等に金融商品の案内等を記載することを指します。当社のオンライントレードではインターネット等を通じた投資家の自己責任の原則に基づく商品提供を行っており、不招請の電話や訪問による勧誘行為はいたしません。招請があった場合でも、午後7時以降の夜間の時間帯は特別の事情がある場合を除いて電話連絡や訪問を行いません。

(2) 投資勧誘基本方針

当社は、お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況に照らし、お客様の意向と実情に適合した投資勧誘に努めます。

(3) 取扱商品の説明

当社での取扱商品については、お客様の知識、投資経験等に照らし、商品内容、リスク内容や取引に係る手数料等の適切な説明に努めるとともに、断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客様の誤解を招くような表示は行いません。

(4) 法令・諸規則の遵守

当社は投資勧誘に当たっては、常にお客様の信頼確保を第一義とし、関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

(5) 取引画面

当社は取引システムに関して、誤表示等による誤認勧誘を防止することを目的とした内部管理体制の構築に努めます。取引システムは社内にて内容確認を行い、適切な表示が行われるよう努めます。

(6) 知識技能の習得・研鑽

当社の役職員は、常に知識技能の修得・研鑽に努めます。

(7) 個人情報の保護

当社は、お客様のプライバシーを尊重し、お客様から開示された個人情報については、業務に必要な目的以外には利用及び提供をいたしません。

[15] 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、金融取引会社としての業務の適切性を確保するため、暴力団、総会屋等の反社会的勢力の排除に向けた体制を整備するとともに、組織的な対応を行うことにより、これら勢力との関係を遮断し排除します。


(1) 当社は、反社会的勢力との取引を行いません。


(2) 当社は、既に当社と取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引の解消に向けた適切な措置を講じます。

(3) 当社は、反社会的勢力への資金提供、便宜供与は行いません。

(4) 当社は、反社会的勢力からの不当要求には応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合、民事上もしくは刑事上の法的対抗措置を講じる等、組織全体として毅然たる対応をします。

(5) 当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

 上田ハロー株式会社

 0120-860-396

<http://www.uedaharlowfx.jp>

金融商品取引業 登録番号：関東財務局長（金商）第249号
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-1 神田須田町スクエアビル5F
TEL: 03-5207-8639 FAX: 03-5207-8651